

業務委託契約書（案）

群馬県教育委員会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、「非認知能力育成の群馬モデル」横展開に係る冊子・リーフレットのデザイン及び印刷等業務委託（以下「本業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、次のとおり乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- 委託業務の名称 「非認知能力育成の群馬モデル」横展開に係る冊子・リーフレットのデザイン及び印刷等業務委託
- 委託業務の内容 別添「仕様書」のとおり

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、契約締結の日から令和9年3月10日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金〇〇〇〇円とする。

（うち消費税及び地方消費税の額は、金〇〇〇〇円）

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（業務工程表）

第5条 乙は、契約締結後速やかに、デザイン作成、校正、印刷、仕分け、梱包及び配送に関する業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

（デザインの作成及び校正）

第6条 乙は、デザイン案、イラスト及び印刷原稿について、仕様書に定める回数の校正を経て甲の確認を受け、甲の承認を得た後に印刷・製本を行うものとする。

- 甲は、校正内容について修正指示を行うことができる。
- 乙は、甲の承認を受けた内容に基づき印刷を実施するものとする。

（印刷品質）

第7条 乙は、成果品について、仕様書に定める紙質、色調、製本方法及び印刷品質を満たすよう作成しなければならない。

（仕分け・梱包及び配送）

第8条 乙は、印刷が完了した成果品について、仕様書に定めるところにより園・学校等ごとに正確に仕分け及び梱包を行い、甲が指定する配送先リストに基づき、納品場所へ成果品を配送しなければならない。

- 本業務の履行に要する仕分け費、梱包費、配送に要する諸費用は第3条の委託料に含まれるものとする。

(再印刷)

第9条 乙の責に帰すべき事由により成果品に落丁、乱丁、印刷不良その他の不備があった場合は、乙は甲の指示により無償で再印刷及び再納品を行わなければならない。

(責任者の選任)

第10条 乙は、本業務の履行に関し、自己の責任において全体を統括し、作業員を指揮監督する責任者(以下「責任者」という。)を選任しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、本業務の実施にあたり、情報セキュリティ対策を遵守し、直接、又は間接に知り得た甲の業務の内容について守秘義務を負うものとする。

2 乙は、本契約に用いた資料その他関係資料を第三者のために転写し、又は閲覧させ、若しくは貸し出してはならない。

3 乙は、磁気ファイル等の特性に留意し、本業務に係るデータ処理、保管及び移転の各段階において、滅失、損壊又は目的外使用が行われることのないよう、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その通常生ずべき損害を賠償する責任を負う。

2 乙は、その責めに帰すべき事由により第三者に損害を与え、又は第三者との間で紛争が生じたときは、自己の責任と費用負担によりこれを解決し、甲に損害を生じさせたときはこれを賠償する。

(権利義務譲渡の禁止)

第14条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲に書面により申請し、承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲に書面により申請し、承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙は再委託を行う場合であっても、本業務の履行について一切の責任を負う。

(特許権等の使用)

第16条 乙は、本業務の実施にあたり特許権その他第三者の権利の対象となっている権利を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(成果品の自由使用权)

第17条 本契約に基づき乙が甲のために作成し提供するすべての成果品の著作権(著作

権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)は、検査合格時と同時に乙から甲へと移転するものとする。ただし、成果品の中に乙が既に著作権を保有しているもの(以下「乙著作物」という。)が含まれる場合、乙著作物の著作権はなお乙に帰属するものとする。この場合、乙は著作物を使用及び修正するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用(複製権、翻案権等の著作物を使用する権利をいう。)を無償で甲に許諾するものとする。

- 2 乙は、自ら及び成果品の作成に関与した第三者をして、甲及び甲が指定する者に対し、著作者人格権を行使させないものとする。成果品について第三者から著作権やその他の権利侵害の申立てがあった場合は、乙の責任と費用負担において解決するものとする。
- 3 成果品に第三者の著作物その他権利の対象となる素材が含まれる場合、乙は甲による利用に必要な権利処理を完了したうえで成果品を納入するものとする。

(業務内容の変更)

- 第18条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して本業務の内容を変更し、又は本業務を一部中止し、若しくは本業務の一部を打ち切ることができる。
- 2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天変地異、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適切となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。
 - 3 前2項の場合において、本契約で定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(履行の延長)

- 第19条 乙は、その責めに帰することができない事由により履行期限までに本業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅延なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約の解除等)

- 第20条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、本契約を解除することができる。
- (1) 乙が本契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (2) 乙の本業務の実施が不相当と甲が認めたとき。
 - (3) 乙が解約を申し出たとき。
 - (4) 甲の書面による承認を受けずに、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
 - (5) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は役員等が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。
 - (6) 本契約に係る本業務の再委託契約、資材等の購入契約等(以下「再委託契約等」という。)の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず再委託契約等を解除しなかったとき。

(7) 乙がその他本契約書の条項に違反したとき。

- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 甲は、第1項の規定により本契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。
- 4 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から本契約停止の通知を受けた場合は、本契約の執行を停止することができる。
- 5 甲は、苦情検討委員会から本契約を破棄する提案があった場合は、本契約を破棄することができる。
- 6 前2項の規定により、本契約の執行を停止し、又は本契約を破棄したときにおいて、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、本契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) 本契約に関し、乙（その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

（違約金等の遅延利息）

第22条 乙が、第20条第2項並びに第21条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（検査及び引き渡し）

第23条 乙は、本業務が完了又は一部完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書又は業務一部完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書又は業務一部完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務確認のため、検査を行わなければならない。この場合において甲は、当該検査の結果について書面をもって乙に通知しなければならない。甲が期間内に検査

を完了できない合理的理由がある場合は、乙に通知することにより検査期間を延長することができる。

- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、修正を命じられたときは、遅滞なく修正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の再検査の場合も準用される。
- 5 乙は、検査合格の通知を受けたときをもって、当該成果品の引渡しを完了したものとする。
- 6 成果品の所有権は、検査合格及び引渡し完了時に乙から甲へと移転する。

(契約不適合責任)

- 第24条 乙は、引渡しを完了した成果品が仕様書の内容と適合しない（以下「契約不適合」という。）ことが判明した場合、引渡し完了日から1年間、甲の請求により無償で当該不適合の修正、再印刷又は再納品を行わなければならない。
- 2 契約不適合が乙の故意又は重大な過失による場合は、前項の期間制限を適用しない。

(委託料の支払)

- 第25条 乙は、第23条の規定により合格通知を受けたときは、甲に対して書面をもって業務委託料の支払いを請求できるものとする。
- 2 甲は、乙から前項の規定により適法な請求書を受領した場合は、その日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

- 第26条 乙は、乙又は本契約に係る再委託契約等の相手方が当該契約の遂行にあたり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(作業の進捗状況の報告)

- 第27条 乙は、甲から指示がある場合には、本業務の進捗状況及び懸案事項等について、甲が求める内容を書面等にまとめ、指定した日時に会議等を開催し報告しなければならない。
- 2 会議等の内容は、議事録として乙が5営業日以内に提出しなければならない。議事録の内容については、甲乙双方で確認すること。

(甲の検査監督権)

- 第28条 甲は、本契約及び仕様書の範囲内において必要があると認める場合は、乙の作業に対する検査監督権及び作業の実施に係る指示を行うことができる。
- 2 乙は、甲から進捗状況の提出要求、作業内容の検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合は、それらの要求、指示に従わなければならない。

(臨機の措置)

- 第29条 甲は、本業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処理をとることを求めることができる。
- 2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(契約の費用)

第30条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第31条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第32条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、民法その他の法令及び群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県教育委員会
教育長 平田郁美 印

乙 _____

代表取締役 _____ 印